

○ 市立室蘭総合病院看護師奨学資金貸付条例 新旧対照表

(平成 22 年条例第 28 号)

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金額等)</p> <p>第 3 条 奨学資金の貸付金額は、<u>管理者が別に定める金額</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第 7 条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の償還債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 看護師養成所等を卒業後 2 年以内に市立室蘭総合病院の保健師、助産師又は看護師として勤務し、<u>貸付けを受けた奨学資金の額に応じて管理者が別に定める期間引き続きその業務に従事したとき。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>(貸付金額等)</p> <p>第 3 条 奨学資金の貸付金額は、<u>月額 50,000 円</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第 7 条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の償還債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 看護師養成所等を卒業後 2 年以内に市立室蘭総合病院の保健師、助産師又は看護師として勤務し、<u>奨学資金の貸付けを受けた期間引き続きその業務に従事したとき。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p>